



鳥取県公報

平成 28 年 10 月 14 日(金)
号外第 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県支え愛交通安全条例（44）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県税条例の一部を改正する条例（45）（税務課）・・・・・・・・・・ 9
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（46）（業務効率推進課）・・・・・・・・ 14
	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例
	（47）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 15
	鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
	（48）（警察本部警務課）・・・・・・・・・・ 17
◇ 規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（49）（業務効率推進課）・・・・・・・・ 18
	鳥取県優良防犯施設認定規則の一部を改正する規則（50）（くらしの安心推進課）・・・ 19
◇ 公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（3）（警務課）・・・・・・・・ 20

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県支え愛交通安全条例の新設について

1 条例の新設理由

交通事故のない鳥取県の実現に資するため、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者の交通安全の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図る。

2 条例の概要

(1) 障がい者の交通安全

ア 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、障がい者の安全な通行を妨げないようにするとともに、障がいの特性に応じた方法で危険の存在を知らせるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

イ 県は、アに掲げる事項、車両接近通報装置の搭載と使用、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の普及並びにこれらを表示している自動車に対する思いやり運転についての啓発を行うものとする。

(2) 高齢者の交通安全

ア 県民等は、高齢者の安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者に危険の存在を知らせるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

イ 高齢者は、次に掲げる事項に努めるものとする。

(ア) 夜間に道路を歩行するときの歩行者用反射材用品の着用

(イ) 自らの身体機能又は認知機能の状態を把握し、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転に際して注意すべき事項等についての助言を受けること。

ウ 県は、ア及びイに掲げる事項、高齢運転者標識の表示の普及並びにこれを表示している自動車に対する思いやり運転についての啓発を行うものとする。

(3) 子どもの交通安全

ア 県民等は、歩行し、又は自転車を利用する子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、危険の存在を知らせ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの配慮を行うよう努めるものとする。

イ 県は、アに掲げる事項及び幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。

ウ 通学路等を管理する者、子どもの教育に関する機関の長、子どもの保護者、地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署の長は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 自転車の交通安全

ア 県民等は、自転車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。

イ 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮及び自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。

ウ 自転車利用者は、次に掲げる事項に努めるものとする。

(ア) 自転車の利用に関する法令の遵守及び歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行の確保

(イ) 自転車損害賠償保険等への加入

(ウ) 乗車用ヘルメットの着用など自転車利用時の安全対策

エ 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、次に掲げる事項に努めるものとする。

(ア) 自転車損害賠償保険等への加入

(イ) 乗車用ヘルメットの着用

オ 事業活動において自転車を利用させる事業者又は自転車の貸付けを業とする者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

カ 自転車の小売りを業とする者は、自転車購入者に対して自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

キ 県は、自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

(5) 交通安全教育の推進

ア 県は、交通安全又は教育に関係する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。

イ 保育所、学校等を設置し、又は管理する者は、児童等の交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。

ウ 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものとする。

(6) 交通環境の整備等

県は、次に掲げる事項に努めるものとする。

ア 市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等に係る必要な措置を講ずること。

イ 道路交通に係る移動等円滑化の推進

ウ 自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に資する技術に関する研究開発の成果についての啓発

エ 交通安全に関する施策を推進するための必要な財政上の措置を講ずること。

(7) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

産業振興の財源の一部に充てるため、法人の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税の特例期間を5年間延長する。

電気自動車及び水素自動車の普及状況に鑑み、電気自動車及び水素自動車に係る自動車税の税率の設定等を行う。

2 条例の概要

(1) 平成33年3月31日までに開始する事業年度について、法人の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税を実施する。

(2) 水素自動車に係る自動車税の税率について、電気自動車と同額とするよう定める。

(3) トラックのうち電気自動車であるものに係る自動車税の税率について、電気自動車でないものに係る税率と同額とし、最大乗車定員が4人以上であるものについて加算する税率を総排気量が最小のものと同額とするよう定める。

(4) キャンピング車のうち電気自動車であるものに係る自動車税の税率について、電気自動車でないキャンピング車のうち、総排気量が最小のものと同額とするよう定める。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県医療費適正化計画の策定及び評価に関する調査審議を行うため、知事の附属機関として鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会を設置する。

2 条例の概要

(1) 知事の附属機関として鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会を新たに設置することとし、調査審議す

る事項その他必要な事項を定める。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

防犯カメラの設置等による防犯環境整備の推進を図るため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 事業者の責務に、事業用施設への防犯カメラの設置等により地域における防犯環境整備に協力するよう努めることを加える。

(2) 防犯カメラ設置者等は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとするとともに、知事及び公安委員会は、共同してその措置の参考となるべき指針を定めることとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が制定され、国外犯罪の被害者又はその遺族に対して弔慰金又は見舞金を支給する制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等に関することを加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成28年11月30日とする。

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県附属機関条例の一部改正に伴い、新設される附属機関の庶務担当機関を定める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会の庶務担当機関は、医療指導課とする。

(2) 施行期日は、鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第46号）の施行の日とする。

◇鳥取県優良防犯施設認定規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 規則の規定中引用する鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の条項を改める。

(2) 施行期日は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第47号）の施行の日とする。

条 例

鳥取県支え愛交通安全条例をここに公布する。

平成28年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

鳥取県支え愛交通安全条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 障がい者の交通安全（第3条―第5条）
- 第3章 高齢者の交通安全（第6条―第9条）
- 第4章 子どもの交通安全（第10条・第11条）
- 第5章 自転車の交通安全（第12条―第17条）
- 第6章 交通安全教育の推進（第18条）
- 第7章 交通環境の整備等（第19条―第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の道路交通の安全（以下「交通安全」という。）の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）身体障害者標識 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の6第2項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （2）聴覚障害者標識 法第71条の6第1項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （3）思いやり運転 相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転することをいう。
- （4）高齢運転者標識 法第71条の5第3項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （5）子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （6）幼児用補助装置 法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

第2章 障がい者の交通安全

（障がい者の安全な通行の確保）

第3条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、道路を通行する全ての障がい者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、次項から第4項までの規定によるほか、それぞれの障がいの特性に応じた配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

2 県民等は、白色若しくは黄色のつえを携え、又は盲導犬を連れた視覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該視覚障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

3 県民等は、聴導犬を連れた聴覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該聴覚障がい者に向かい合っ動作により危険があることを知らせ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

4 県民等は、車いすを利用している身体障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該身体障

がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

5 県は、県民等による障がい者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

(車両接近通報装置の搭載及び使用)

第4条 県民等は、車両接近通報装置（自動車の存在又は接近を音声その他の方法で周囲にある者に知らせる装置をいう。以下同じ。）の搭載が可能な自動車を購入する場合には、これを搭載するよう努めるものとする。

2 県民等は、車両接近通報装置が搭載されている自動車を使用するときは、これを適切に使用するよう努めるものとする。

3 県は、県民等による車両接近通報装置の搭載及び使用の啓発を行うものとする。

(身体障害者標識等表示車に対する配慮)

第5条 県は、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の普及に努めるとともに、これらを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

第3章 高齢者の交通安全

(高齢者の安全な通行の確保)

第6条 県民等は、道路を通行する全ての高齢者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該高齢者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による高齢者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

(高齢運転者標識表示車に対する配慮)

第7条 県は、高齢運転者標識の表示の普及に努めるとともに、これを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

(夜間における歩行者用反射材用品の着用の推進)

第8条 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品（自動車の前照灯その他の照明を反射することによって歩行者の存在を周囲にある者に知らせることができる物をいう。以下同じ。）を着用するよう努めるものとする。

2 県は、高齢者が歩行者用反射材用品を着用するよう啓発を行うものとする。

(自らの身体機能等の状態の把握)

第9条 高齢者は、自らの身体機能又は認知機能の状態を把握するよう努めるとともに、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転に際して注意すべき事項その他の安全に道路を通行するために気をつけるべき事項についての助言を受けるよう努めるものとする。

2 県は、運転を行う高齢者の交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能又は認知機能の低下が運転に及ぼす影響についての啓発を行うものとする。

第4章 子どもの交通安全

(子どもの安全な通行の確保)

第10条 県民等は、歩行し、又は自転車を利用する全ての子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、子どもの通行への危険又は支障があると認めるときは、当該子どもに対して、危険があることを知らせるために声をかけ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの安全な通行のための配慮を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による子どもの交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

3 県は、幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。

(通学路等の安全の確保)

第11条 通学路その他の子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路となっている道路（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの教育に関係する機関、子どもの保護者、地域の住民及び通学

路等の所在する地域を管轄する警察署の長は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 自転車の交通安全

(自転車利用者の安全な通行の確保)

第12条 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。

(歩行者等に対する安全配慮)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。

(技能等の習得)

第14条 県民等は、交通安全を確保するために必要となる自転車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）に加入するよう努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

4 自転車の貸付けを業とする者は、自転車を客に利用させるために貸し付けるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

5 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車利用時の安全対策)

第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する際の安全対策に努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めるものとする。

(安全かつ適正な利用の推進)

第17条 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

第6章 交通安全教育の推進

第18条 県は、県民等の交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全又は教育に係る機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。

2 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者は、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。

3 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものとする。

第7章 交通環境の整備等

(交通安全を確保するための施設の整備)

第19条 県は、市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(移動等円滑化の推進)

第20条 県は、道路交通に係る移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1項第2号に規定する移動等円滑化をいう。）の推進に努めるものとする。

（自動車の安全な運転支援等技術成果の啓発）

第21条 県は、自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に資する技術に関する研究開発の成果についての啓発を行うものとする。

（財政上の措置）

第22条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。			(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。		
法人税割		税率	法人税割		税率
略			略		
(2) <u>平成33年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割</u>	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の4	(2) <u>平成29年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割</u>	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の4
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の3.2		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の3.2
2～6 略			2～6 略		
(用語) 第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。			(用語) 第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
(1) 略			(1) 略		
(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの <u>(次号に掲げるものを除く。)</u> をいう。			(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。		
(3) <u>水素自動車 水素を動力源とする自動車</u> で内燃機関を有しないものをいう。			(3) 略		
(4) 略			(4) 略		
(5) 略			(4) 略		
(自動車税の税率) 第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それ			(自動車税の税率) 第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それ		

ぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 略
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額
- (4)・(5) 略

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）	ア 略				
	k 電気自動車又は水素自動車	7,500円		2,000円	4,000円
イ	略				
	k 電気自動車又は水素自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2) トラック（3輪の小型自動車であるものを除く。）	ア 略				
	m 普通自動車に属する被けん引車	(b) 7,500円に積載量が8トンを超えるもの			

ぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 略
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車、天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「電気自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額
- (4)・(5) 略

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）	ア 略				
	k 電気自動車	7,500円		2,000円	4,000円
イ	略				
	k 電気自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2) トラック（3輪の小型自動車であるものを除く。）	ア 略				
	m 普通自動車に属する被けん引車	(b) 7,500円に積載量が8トンを超えるもの			

			分 1 ト ン ま だ ご とに 3,800 円 を 加 算 し た 額				
	<u>n</u> 略						
イ	略						
	m	略					
自 家 用	普 通	(b)	10,200				
自 動 車	に 積 載	最 大	円 に				
属 す	る 被	量 が	最 大				
引 車	けん	8 ト	積 載				
	を 超	ン を	8 ト				
	え る	も	を 超				
	の		え る				
			部 分				
			1 ト				
			ン ま				
			だ だ				
			ご とに				
			5,100				
			円 を				
			加 算				
			し た				
			額				
	<u>n</u> 略						
	<u>o</u> 略						
略							
(4)	略						
特 種 用	イ	略					
自 動 車	(ウ)	略					
3 輪 の 小 型 自 動 車 だ る も の	自 家 用	キ ャ	j	88,800	102,100	22,500	44,500
		ン	総 排	円	円	円	円
		ピ	気 量				
		ン	が 6				
		グ	リ ッ				

			分 1 ト ン ま だ ご とに 3,800 円 を 加 算 し た 額				
	<u>n</u> 電気自 動車						
		10,200		3,000	5,500		
		円		円	円		
	<u>o</u> 略						
イ	略						
	m	略					
自 家 用	普 通	(b)	10,200				
自 動 車	に 積 載	最 大	円 に				
属 す	る 被	量 が	最 大				
引 車	けん	8 ト	積 載				
	を 超	ン を	8 ト				
	え る	も	を 超				
	の		え る				
			部 分				
			1 ト				
			ン ま				
			だ だ				
			ご とに				
			5,100				
			円 を				
			加 算				
			し た				
			額				
	<u>n</u> 電気自 動車						
		13,200		3,500	7,000		
		円		円	円		
	<u>o</u> 略						
	<u>p</u> 略						
略							
(4)	略						
特 種 用	イ	略					
自 動 車	(ウ)	略					
3 輪 の 小 型 自 動 車 だ る も の	自 家 用	キ ャ	j	88,800	102,100	22,500	44,500
		ン	総 排	円	円	円	円
		ピ	気 量				
		ン	が 6				
		グ	リ ッ				

を除く。)	トルを超えるもの				
	k 電気自動車又は水素自動車	23,600 円		6,000 円	12,000 円
略					

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車	通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
営業用 略				
総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300 円	6,900 円	1,600 円	3,200 円
電気自動車又は水素自動車	3,700 円		1,000 円	1,800 円
自家用 略				
総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000 円	8,800 円	2,000 円	4,000 円
電気自動車又は水素自動車	5,200 円		1,300 円	2,600 円

を除く。)	トルを超えるもの				
略					

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車	通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
営業用 略				
総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300 円	6,900 円	1,600 円	3,200 円
自家用 略				
総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000 円	8,800 円	2,000 円	4,000 円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例第138条の規定は、この条例の施行の日以後に納税義務が発生した者に対して課する自動車税について適用し、この条例の施行の日前に納税義務が発生した者に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項	鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項
鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項の規定により定める計画に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 防犯環境整備（第15条—<u>第22条</u>）</p> <p>第4章 優良防犯施設の認定（<u>第23条</u>）</p> <p>第5章 犯罪被害者等の支援（<u>第24条</u>）</p> <p>第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（<u>第25条—第30条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6） 防犯カメラ 画像を記録媒体に保存する機能を備えたビデオカメラその他の撮影機器であって、犯罪を防止する目的で設置されるものをいう。</u></p> <p><u>（7） 略</u></p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設（以下「<u>事業用施設</u>」という。）及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 事業者は、事業用施設に防犯カメラ、警察機関に通報することができる装置その他の犯罪の防止に配慮した設備等を備え、地域における防犯環境整備に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>（防犯に配慮した自動販売機の普及）</p> <p>第21条 略</p> <p><u>（防犯カメラの適正な設置及び運用）</u></p> <p><u>第22条 不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 防犯環境整備（第15条—<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 優良防犯施設の認定（<u>第22条</u>）</p> <p>第5章 犯罪被害者等の支援（<u>第23条</u>）</p> <p>第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（<u>第24条—第29条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6） 略</u></p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（防犯に配慮した自動販売機の普及）</p> <p>第21条 略</p>

<p><u>設若しくは車両等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定する旅客施設又は車両等をいう。）に防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。</u></p> <p><u>4 県は、防犯カメラ設置者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。</u></p>	
<p><u>第23条</u> 略</p>	<p><u>第22条</u> 略</p>
<p><u>第24条</u> 略</p>	<p><u>第23条</u> 略</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p><u>第25条</u> 略</p>	<p><u>第24条</u> 略</p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p><u>第26条</u> 略</p>	<p><u>第25条</u> 略</p>
<p>(委員)</p>	<p>(委員)</p>
<p><u>第27条</u> 略</p>	<p><u>第26条</u> 略</p>
<p>(会長)</p>	<p>(会長)</p>
<p><u>第28条</u> 略</p>	<p><u>第27条</u> 略</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p><u>第29条</u> 略</p>	<p><u>第28条</u> 略</p>
<p>(運営に関する細則)</p>	<p>(運営に関する細則)</p>
<p><u>第30条</u> 略</p>	<p><u>第29条</u> 略</p>
<p><u>第31条</u> 略</p>	<p><u>第30条</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
別表第1鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の項中「第24条」を「第25条」に改める。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(警務部の所掌事務) 第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(21) 略 <u>(22) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律</u> <u>(平成28年法律第73号) 第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u> <u>(23) 略</u> <u>(24) 略</u> <u>(25) 略</u>	(警務部の所掌事務) 第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(21) 略 (22) 略 (23) 略 (24) 略

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会</td> <td style="border: 2px solid black;">健康医療局医療指導課</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県国民健康保険審査会</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会	健康医療局医療指導課	鳥取県国民健康保険審査会		略		略		<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県国民健康保険審査会</td> <td style="border: 2px solid black;">健康医療局医療指導課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県国民健康保険審査会	健康医療局医療指導課	略		略	
附属機関	庶務担当機関																						
略																							
鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会	健康医療局医療指導課																						
鳥取県国民健康保険審査会																							
略																							
略																							
附属機関	庶務担当機関																						
略																							
鳥取県国民健康保険審査会	健康医療局医療指導課																						
略																							
略																							

附 則

この規則は、鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第46号）の施行の日から施行する。

鳥取県優良防犯施設認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第50号

鳥取県優良防犯施設認定規則の一部を改正する規則

鳥取県優良防犯施設認定規則（平成21年鳥取県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(平成20年鳥取県条例第44号。以下「条例」という。)第23条第1項の規定による優良防犯施設の認定(以下「認定」という。)及び同条第2項の規定による取消しに関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(平成20年鳥取県条例第44号。以下「条例」という。)第22条第1項の規定による優良防犯施設の認定(以下「認定」という。)及び同条第2項の規定による取消しに関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月14日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(広報県民課)</p> <p>第4条 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 被害者支援室においては、第1項第4号から第7号までに掲げる事務を処理する。</p>	<p>(広報県民課)</p> <p>第4条 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 被害者支援室においては、第1項第4号から第6号までに掲げる事務を処理する。</p>

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。